

令和7年度宇土市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

本年は、2025年問題といわれる年になり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になることによって起こる医療費・社会保障費の増加や働き手の不足、経済活動の停滞が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症拡大以降の生活課題は、より多様化・複雑化し、さらには物価高騰等による困窮者の増加、家族や親族に頼れず身寄りのいない高齢者の増加が予測されています。

国においては、安心して暮らすことのできる地域の多様な関係機関によるプラットフォーム（連携・協働の場）づくりや、地域住民や地域の多様な主体が参画する地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な相談支援体制の整備を進めています。

このような情勢を踏まえ、本会は、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により、持続可能な地域社会の実現を目指し、地域福祉活動計画の基本理念である「輝く絆・安心のふるさとづくり」を着実に進めてまいります。

2 重点事業目標

① 重層的支援体制整備事業の充実

複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、ワンストップの窓口として様々な関係機関と連携をし、それぞれの役割を果たしながら、課題解決に向けた支援を行っていきます。

② 自立相談センター及び生活困窮者等支援の充実

生活困窮者に対し、住居支援・生活支援・就労支援等、様々なニーズに対応し、命を守る支援及び自立のための支援ができるよう関係機関との連携協力を行っていきます。

③ 地域福祉権利擁護事業及び成年後見支援センター事業の充実

地域福祉権利擁護及び成年後見制度の活用により、利用者の意思を尊重した金銭管理や財産管理、契約の締結などの支援を行っていきます。

④ 法人後見事業への取組み

社会的需要の増大が見込まれる成年後見における受任者としての役割を果たすべく新規事業を取り組んでまいります。

3 主要事業

【法人運営事業】

① 活動基盤の確立

地域福祉活動を確実かつ効果的に行うため、経営基盤を強化するとともに、変遷する社会福祉制度への対応や各事業の見直し、新たな事業の開拓等、効率的な経営を図ってまいります。

② 広報啓発活動

市民の皆様は、社会福祉協議会が行っている事業への認識を深め興味を持っていただけるように、分かり易く見やすい紙面に留意した「うと福祉だより」を発行します。

③ 人材育成・研修

職員の資質向上を図り、組織としての社会福祉協議会の活動の質の向上を目指し、研修会等へ積極的に参加します。

- ・熊本県社会福祉協議会や各種機関が主催する研修会等への参加
- ・市が行う人事評価等職員研修会への参加

【共同募金配分金事業及び日本赤十字事業】

困窮者対策事業や地域づくり事業の充実を図ります。また、万一の災害発生に備えたボランティア受入体制や災害派遣体制の整備等を行います。

- ・子ども食堂、地域食堂等への支援、制服バンク事業の実施
- ・生活困窮者世帯への食料や生活用品の支給
- ・児童が安全に遊べる小規模遊園地の遊具点検・修理
- ・住宅火災等による災害救援物資及び見舞金の配付
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の充実

【ふれあいのまちづくり事業】

① 歳末助けあい市民のつどい

市民の皆さまの相互扶助の一環として、「歳末助けあい市民のつどい」を開催します。

② ふれあい福祉相談（専門相談）

市民の皆さまが安心して生活できるように、市民のニーズが高い専門的な弁護士や司法書士による無料相談等を継続的に実施していきます。

③ 生活応援事業

一人暮らし等の高齢者、障がい者等に対し安心して在宅での生活を継続していけるように、ちょっとしたお手伝いを行う生活応援事業の充実を図っていきます。

④ ひとり親世帯等に対する支援事業

ひとり親世帯や生活困窮世帯等に寄り添った支援を他の事業と連携して行っていきます。

【地域福祉権利擁護事業(受託事業)】

熊本県社会福祉協議会からの委託を受け、契約や金銭管理等に不安がある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理を行います。

市民の皆様の権利を守り、地域で安定した生活を送っていただけるように専門機関との連携を図り、個別的な支援を行います。また、認知症の進行等に伴い、地域福祉権利擁護事業では対応が困難なケースについては、行政や各専門職、宇土市成年後見支援センター事業と連携しながら成年後見制度への移行を検討していきます。

- ・支援員養成に向けての人材発掘
- ・金銭管理や福祉・介護サービスの利用援助
- ・日常生活上の助言・フォーマルサービス・インフォーマルサービスの提案

【生活困窮者自立相談支援事業（受託事業）】

市（福祉課）からの委託を受け、生活困窮者からの相談に対し、当事者が抱える課題や不安を確認し、本人の意思を尊重しながら支援を行っていきます。また、第2のセーフティネットとしての機能を果たすべく、事業の周知、課題を抱える市民を早期発見、早期解決に努めています。

- ・命を守る支援（ライフラインの維持、フードバンク・レスキュー事業の活用）
- ・自立のための支援（家計相談、就労支援、介護・福祉サービスへの繋ぎ等）

【地域介護予防活動支援事業（受託事業）】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、地域の公民館や集会場を利用した軽度の体操教室や地域見守りを実施している住民団体に対し支援を行います。

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うことを目的とし、高齢者だけではなく、障がいのある方や子育て世代の方も含めた広い世代でも事業に参加できるよう、地域共生社会に向けた集いの場としての取組みを進めてまいります。

- ・令和7年度は、既活動団体に対する活動継続・参加者増加のための支援を重点化
- ・地域リハビリテーション広域支援センターや各種組織団体との連携を強化した高齢者の体力維持・向上

【生活支援体制整備事業(受託事業)】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活支援コーディネーターが市や地域包括支援センター、各種団体等と連携し、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築、地域課題の発掘、地域資源の開発、民間サービスの活性化、元気高齢者の増加や活用を図っています。

今年度は、「生活支援お宝ブック」を改訂し、より生活に密着した情報の提供ができるよう、新たな社会資源の開発・発見に努めています。

- ・高齢者等の住まいの確保に関する検討会の開催
- ・地域ケア会議やサービス調整会議、重層的支援会議、協議体等、各種会議への参加・助言
- ・地域福祉活動（ボランティアや地域食堂等）を推進している団体への助言・後方支援

【生活福祉資金貸付事業(受託事業)】

熊本県社会福祉協議会からの委託を受け、低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促

進を目的として、生活福祉資金の貸付・相談支援を行っています。

また、相談を受ける中で出てきた生活全般の課題に対して、生活困窮者自立相談支援事業や市福祉事務所等の関係機関と連携した支援を行っています。

貸付利用者の個々の状況に応じた償還支援、定期的な生活状況の確認、訪問等と併せ、特例貸付においては、償還猶予中の世帯を含む償還が滞っている世帯に対しフォローアップ支援を実施します。

- ・生活福祉資金の貸付・相談支援
- ・生活困窮者自立相談支援事業や他の困窮者対策事業等との連携
- ・特例貸付を含めた借受人の現状把握及び償還相談の実施（県社協との連携）

【宇土市成年後見支援センター事業（受託事業）】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、「権利擁護の地域連携ネットワーク」の中核機関として、宇土市成年後見支援センターを開設しています。

市民や関係機関からの様々な相談を受け、アウトリーチを含め支援ができる体制を整えています。制度利用の必要性を検討し、申立て支援や関係機関との連携を図ります。また、市民や組織・団体へ啓発し、制度の理解や、利用促進が図られるよう取り組んでいきます。

- ・広報活動（福祉だよりへの掲載・出前講座・各種団体の会議での啓発）
- ・弁護士等専門職との連携
- ・受任調整機能の充実

【重層的支援体制整備事業（受託事業）】

市（福祉課）からの委託を受け、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応できない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるように、市関係部署や他機関との連携をさらに進めていきます。

令和7年度は、移行準備事業の最終年になるため、本事業へ向けての体制を整備し、ひきこもり等、SOSを発することが難しい方々へのアウトリーチの充実及び本人、家族が気軽に使えるつどいの場を提供できるように進めていきます。また、継続して社会資源の把握に努め、課題を抱えた方が利用できるサービスや資源について、情報収集を行います。

- ・地域の就労事業所やその他福祉団体との連携強化による参加支援の実施の継続
- ・ひきこもりの方及び家族への支援の充実

【法人後見受任体制整備事業（受託事業）】

市（高齢者支援課）からの委託を受け、高齢者人口の増加、核家族化の進行に伴う無縁高齢者の増加等により、社会的需要の増大が見込まれている成年後見制度における後見人等の担い手を確保するため、本会が成年後見人、保佐人、補助人として受任できる体制を整備します。

令和7年度においては、国・県等の実務研修の受講、受任検討委員会の立ち上げ等、家庭裁判所への受任団体登録に向け、必要な手続きと職員の資質向上に取り組んでいきます。